

新型コロナウイルス感染拡大に伴う前期分授業料の延納措置について

1. 新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、全学生(前期分授業料の免除申請者および徴収猶予(延納・分納)申請者を除く)の2020年度前期分授業料の口座振替日を5月25日(月)から6月23日(火)(※銀行振込の場合5月31日(日)期限から6月30日(火)期限)に延期します。

2. 新型コロナウイルス感染拡大の影響で授業料の納入が困難な学生の前期分授業料の延納申請を受け付けます。この申請をすることにより、前期分授業料の口座振替日を9月23日(水)(※銀行振込の場合9月30日(水)期限)に延期します。申請希望者は、所定の申請書類を下記郵送先に郵送してください。(原則郵送のみ受け付けます。)

→申請書類については、以下のURLより入手してください。

<http://www.hit-u.ac.jp/shien/fee/pdf/R2s%20yuuyo%20youryou%20re.pdf>

郵送先:〒186-8601 東京都国立市中2-1 一橋大学学生支援課授業料延納申請担当

申請期限:5月29日(金)必着

【注1】4月28日(火)までに前期分授業料徴収猶予申請(延納)をしている学生は再申請の必要はありません。

【注2】4月28日(火)までに前期分授業料徴収猶予申請(分納)をした学生および前期途中もしくは夏学期末に卒業・修了・休学・退学を予定している学生は申請できません。また、非正規学生および前期分授業料を納入済の学生も申請できません。

【注3】4月28日(火)までに前期分授業料免除申請をした学生についても、結果通知後の納入期限を9月23日(水)(※銀行振込の場合9月30日(水)期限)に延期します。

【注4】海外からの申請を希望していて郵便事情に不安がある場合は事前にメール(stu-kz.g@dm.hit-u.ac.jp)でご相談ください。

【注5】申請に瑕疵がない限り延納を許可します。(許可通知等はいりません。)

2020年5月1日

一橋大学

【問い合わせ先】

授業料の延納申請について 学生支援課 stu-kz.g@dm.hit-u.ac.jp

授業料の納入方法について 経理調達課 acc-ss.g@dm.hit-u.ac.jp